

令和4年度事業計画書案

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 基本方針

本団を取り巻く環境は、低金利による資産運用益の減少、施設、機器の老朽化に伴う出費等により、益々厳しさを増しております。また一方では、初期餌料珪藻の不安定化等による令和2年産サザエの生産不調等によって、負担金収入の大幅な減少が予想されます。しかしながら、令和4年度も節電、消耗品の節約等効率的な事業運営を図り、京都府栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、アワビ等の種苗生産、放流事業を実施し、京都府漁業の振興と栽培漁業の推進に貢献できますよう努めてまいります。

具体的な放流目標数は、マダイ、アワビ、サザエのすべての魚種で昨年度と同様で、マダイは全長50mm、50万尾、アワビは殻長30mm、23万個、サザエは殻高15mm、35万個となります。

また、トリガイ種苗の中間育成目標数も昨年度と同様で、殻長10mm、54万個を漁業者に配布します。

昭和56年の開所以来、41年間を経過した京都府栽培漁業センターでは、中核設備及び施設全体の老朽化が進んでおります。重要なものとして、飼育海水を濾過する3号、4号濾過器は設置後それぞれ36年、32年が経過し、腐食による本体穿孔によって使用不能となる事態が懸念されます。また、アワビ種苗生産の防疫で不可欠な紫外線海水殺菌装置は設置後22年が経過し、老朽化によって取水海水の殺菌能力の低下が懸念されるなど、設備等は老朽化に伴い所期の機能が喪失されかねない状況になっています。

職員の関係では、職員の世代交代に伴う新規採用職員が本年度4月から就業しますが、早期の技術継承と事業実施体制の確立が喫緊の課題となっています。

このような状況から、京都府栽培漁業センターの種苗生産能力の低下が懸念されますが、本団としましては、職員一同の工夫等により現有施設の効率的運用を図るとともに、適切な指導によって新規採用職員を次世代人材として育成していくことで、本府栽培漁業の推進に貢献できるよう努めていきたいと考えております。

2 事業

(1) 海洋生物資源の種苗生産・放流及び種苗供給等に関する事業

京都府の栽培漁業基本計画に基づき、京都府栽培漁業センターにおいて、次のとおり種苗を生産・放流することにより、重要海洋生物の資源保護及び漁業経営の安定並びに水産物の安定供給に貢献します。

さらに、昨年度実施したヒラメ、クロダイ種苗の斡旋についても、引き続き対応する予定です。

- 1 マダイ 全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する
(全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する)
- 2 アワビ 殻長 30 mm の種苗を 23 万個生産・放流する
(殻長 30 mm の種苗を 18 万個生産・放流する)
- 3 サザエ 殻高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する
(殻高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する)
() 内は京都府栽培漁業基本計画の数字

(2) 大型アワビの種苗生産・種苗配付斡旋に関する研究開発事業

アワビ類の中で最も高級な食材であるクロアワビの陸上養殖及び販路開拓試験を継続し、併せて養殖用大型クロアワビ種苗を府内の養殖業者に配布するとともに、養殖技術の指導等に引き続き努めます。

配付目標数は、殻長 65 mm 以上で、1,000 個以上とします。

(3) トリガイ中間育成委託事業

昨年度、目標未達のため作成した再発防止策に基づき本事業を適切に実施し、種苗の確実な供給に努めます。

種苗の中間育成目標は、殻長 10mm、54 万個とします。

(4) 土地の賃貸に関する事業

本団が所有する土地に関して、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所と賃貸契約を結び、重要海洋生物の種苗生産技術の開発・研究を実施している同水産研究所宮津庁舎の用地（貸付面積：19,711.27 m²）として利用してもらいます。

なお、収益の 50%以上は公益目的事業に用います。